資料６

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年３月１３日
北陸信越運輸局

事業用自動車に係る重大事故発生状況（平成 29 年速報）

平成２９年における管内（新潟県、長野県、富山県、石川県）に使用の本拠の位置をおく事業用自動車に係る自動車事故報告規則に基づく重大事故の発生状況をお知らせします。

１．事業用自動車の重大事故発生状況（全報告件数）

事業用自動車の重大事故の発生件数は、バス１１７件（対前年比１１２．５%）、ハイ・タク１５件（同７８．９%）、トラック１５２件（同１２２．６%）、全体で２８４件（同１１５．０%）と前年と比較して３７件増加しています。増加の内訳は、車両故障（自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの）が２５件、人や自転車を撥ねた事故が１１件増加しています。なお、飲酒運転が依然として３件発生しています。

また、事業用自動車の重大事故による死者数は、全体で４１人（対前年比１１３．９%）と前年と比較して５人増加しています。

表１　業態別・使用の本拠の位置別の重大事故全報告件数（速報値）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		41	0	6	3	0	3	50	18	33	94	18	42
	対前年比	+15	0	+6	−7	−3	−3	+10	+3	+2	+18	0	+5
長野		39	1	5	7	1	4	46	8	40	92	10	49
	対前年比	+7	+1	−16	+5	+1	+3	+18	+2	+28	+30	+4	+15
富山		19	0	0	2	0	2	35	8	23	56	8	25
	対前年比	−4	0	−3	−1	0	0	+4	0	+5	−1	0	+2
石川		18	0	3	3	0	3	21	5	9	42	5	15
	対前年比	−5	0	+1	−1	−1	−4	−4	+2	−13	−10	+1	−16
局計		117件	1人	14人	15件	1人	12人	152件	39人	105人	284件	41人	131人
	対前年比	+13	+1	−12	−4	−3	−4	+28	+7	+22	+37	+5	+6
		112.5%	―	53.8%	78.9%	25.0%	75.0%	122.6%	121.9%	126.5%	115.0%	113.9%	104.8%

２．事業用自動車の重大事故発生状況（事業用自動車が第１当事者となった件数）

事業用自動車が第１当事者となった重大事故の発生件数は、バス１４件（対前年比１５５．６%）、ハイ・タク１１件（同７３．３%）、トラック７９件（同１３８．６%）、全体で１０４件（同１２８．４%）と前年と比較して２３件増加しています。

また、死者数は全体で２２人（対前年比１８３．３%）と前年と比較して１０人増加しています。

表２　業態別・使用の本拠の位置別の事業用自動車が第１当事者となった重大事故件数（速報値）

業態 / 使用の本拠の位置		バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		5	0	5	3	0	3	24	11	19	32	11	27
	対前年比	+5	0	+5	−5	−3	0	+6	+7	−1	+6	+4	+4
長野		5	0	4	3	0	2	25	4	27	33	4	33
	対前年比	+2	0	−14	+2	0	+1	+11	+2	+18	+15	+2	+5
富山		0	0	0	2	0	2	19	4	18	21	4	20
	対前年比	−3	0	−2	−1	0	0	+7	+3	+12	+3	+3	+10
石川		4	0	3	3	0	3	11	3	7	18	3	13
	対前年比	+1	0	+1	0	0	−2	−2	+1	−3	−1	+1	−4
局計		14件	0人	12人	11件	0人	10人	79件	22人	71人	104件	22人	93人
	対前年比	+5	0	−10	−4	−3	−1	+22	+13	+26	+23	+10	+15
		155.6%	0.0%	54.5%	73.3%	0.0%	90.9%	138.6%	244.4%	157.8%	128.4%	183.3%	119.2%

３．事業用自動車の重大事故発生状況の推移

平成２０年以降の事業用自動車の重大事故の発生件数の推移は図１のとおりです。死者数、負傷者数は減少傾向にあるものの、平成２９年は前年より死者数、負傷者数ともに増えています。また事故件数は平成２９年が過去１０年で最も多くなっています。

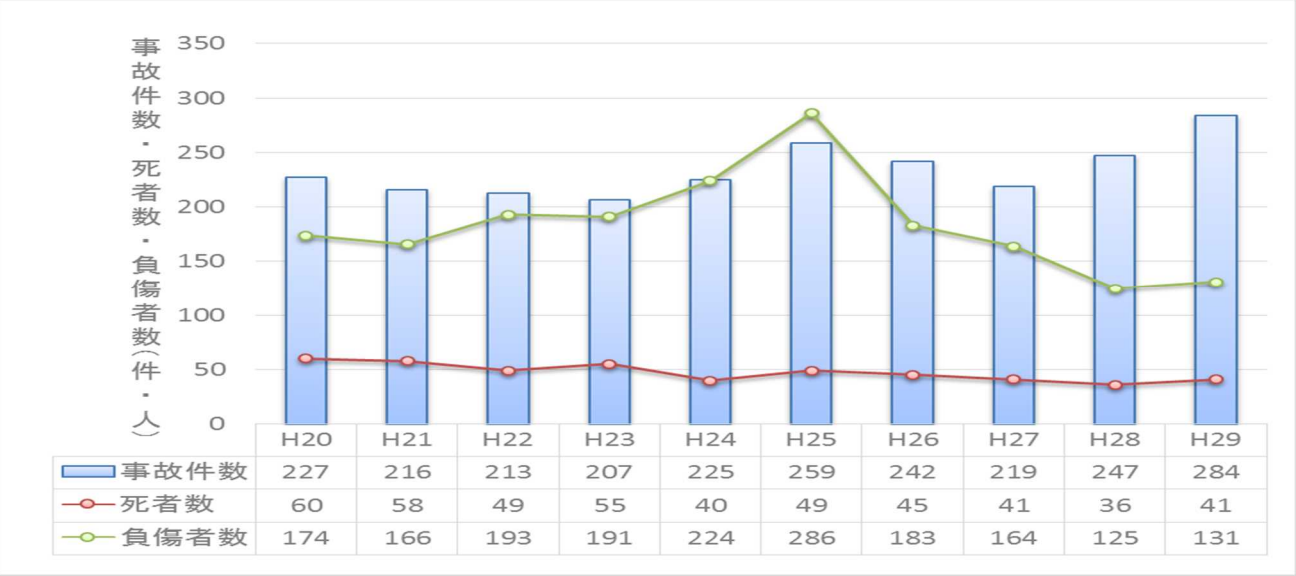

図１　管内事業用自動車の重大事故発生状況推移（過去１０年）（※平成２９年は速報値）

４．事業用自動車の健康起因事故発生状況の推移

平成２０年以降の事業用自動車の健康起因事故（運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの）の推移は図２のとおりです。管内ではこの３年、健康起因事故が多く発生しており、特にトラックで多くなっています。

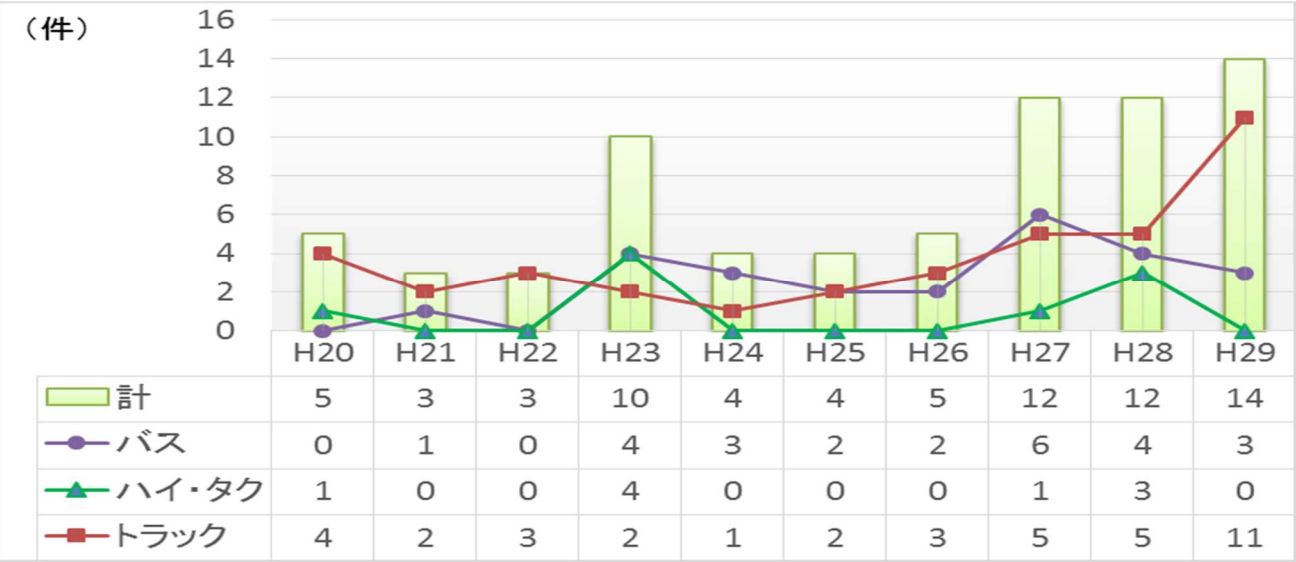

図２　管内事業用自動車の健康起因事故発生状況推移（過去１０年）（※平成２９年は速報値）

【問い合わせ先】
国土交通省北陸信越運輸局自動車技術安全部
保安・環境調整官　小松、木村
℡　０２５－２８５－９１５５

参考

事業用自動車等の重大事故報告

自動車運送事業者等は、事業用自動車等に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和２６年、運輸省令第１０４号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長(注)を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

（注）

・新潟、長岡ナンバーについては、新潟運輸支局長
・長野、松本、諏訪ナンバーについては、長野運輸支局長
・富山ナンバーについては、富山運輸支局長
・石川、金沢ナンバーについては、石川運輸支局長

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

・旅客自動車運送事業者
・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
・特定二種貨物利用運送事業者
・自家用有償旅客運送者
・道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者

○自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

①自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの
②１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
③死者又は重傷者を生じたもの
④１０人以上の負傷者を生じたもの
⑤自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したもの
⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの
⑦操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたもの
⑧酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
⑨運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
⑩救護義務違反があったもの
⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの
⑫車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
⑬橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、３時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
⑭高速自動車国道又は自動車専用道路を、３時間以上通行止めにさせたもの
⑮国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○提出期限

重大事故があった日から３０日以内に提出